

狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い

(平成25年4月22日市長決裁)

1. 目的

この取扱いは、狭山市建設工事請負契約約款第10条に定める現場代理人の常駐義務の緩和、兼任及び休暇等に係る必要な事項を定め、建設工事の適正な施工の確保をしつつ、建設業者の受注機会の拡大と負担の軽減を図ることを目的とする。

2. 現場代理人の常駐義務緩和措置

(1) 適用範囲

現場代理人の常駐義務緩和措置は、狭山市が発注した全ての工事に適用する。

(2) 常駐を要しない期間

次の各号のいずれかに該当する実質的に現場が稼働していない期間においては、現場代理人の常駐を要しないものとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ③ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ④ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(3) 常駐を要しない条件

(2)の期間であって、かつ次の各号の条件を満たすと認められる場合は、現場代理人の常駐を要しないものとする。

- ① 発注者との連絡体制が確保できること
- ② 工事現場における運営、取り締まり及び現場代理人の権限の行使に支障がないと認められること

(4) 常駐を要しない期間の確認

現場代理人が現場に常駐しない期間については、発注図書及び監督員との工事打合せ等で確認し、常駐しない期間、現場の安全確保、緊急時の連絡体制等を書面により明確にすること。

3. 現場代理人の兼任

(1) 適用範囲

2.現場代理人の常駐義務緩和措置に規定する常駐を要しない期間以外の期間において、現場代理人が、常駐義務を緩和し、他の工事の現場代理人又は主任技術者を兼任する場合は、兼任しようとする工事のいずれもが、狭山市（公営企業を含む）又は国（独立行政法人都市再生機構を含む）、地方公共団体が発注した工事であり、かつ次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- ① 建設業法第 26 条第 3 項に規定される政令で定める工事（技術者を専任で配置する工事）に該当しない工事
- ② 「狭山市建設工事請負契約に係る技術者の専任に関する取扱い」により主任技術者の兼任が認められた工事

(2) 兼任を認める条件

(1) に該当し、かつ次の各号の条件を全て満たすと認められる場合は、1 人の者が 2 件まで現場代理人を兼任することができる。ただし、(1) の②については、同一の主任技術者が兼任している工事において現場代理人を兼任する場合に限る。

- ① 入札公告及び発注図書等に兼任を認めない旨の記載がない工事であること
- ② 低入札価格調査の対象となっていない工事であること
- ③ 狭山市以外の機関が発注した工事の場合、当該発注者の承認を得ていること
- ④ 発注者との連絡体制が確保できること
- ⑤ 工事現場における運営、取り締まり及び現場代理人の権限の行使に支障がないと認められること
- ⑥ 工事現場の相互の間隔が直線距離で 10 km の範囲内にある工事又はそれぞれの工事現場が全て狭山市内にある工事であること

(3) 兼任することができる工事の数

同一の現場代理人が兼任できる工事の数は 2 件とする。

(4) 兼任することができる工事の確認

現場代理人が他の工事の現場代理人又は主任技術者を兼任することができる工事については、入札説明書に記載する。ただし、兼任の可否について入札説明書に記載がない工事であっても、上記の条件を満たしている場合は、工事発注後に兼任を認めることができる。

(5) 兼任する場合の手続き

現場代理人が他の工事の現場代理人又は主任技術者を兼任する場合は、もう一方の工事が兼任できる工事であることを確認できる書類（入札説明書又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」（様式 1 号））を添付して、双方の工事担当課に「現場代理人兼任届」（様式 2 号）を提出し、確認を受けるものとする。

また、国（独立行政法人都市再生機構を含む）又は地方公共団体が発注した他の工事との兼任については、他の発注機関の承認を得た「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」（様式 1 号）を添付して、工事担当課に「現場代理人兼任届」（様式 2 号）を提出し、確認を受けるものとする。

4. 現場代理人の休暇等について

現場代理人が休暇（別表 1）等により現場を不在にする場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 休暇を取得する期間が 7 日（工事現場を閉所している日（以下「閉所日」という。）を含む。）以下の場合

- ① 現場代理人に代わって、代役を設置するものとする。

- ② 代役は、工事現場に常駐し、工事現場における運営、取締りを行うものとし、約款第10条第2項に定めるその他の権限は行使できないものとする。
- ③ 休暇を取得する期間が1日未満（閉所日を除く。）であり、発注者と現場代理人との連絡体制が確保されている場合には、代役の設置を要しないものとする。
- (2) 休暇を取得する期間が連続して7日（閉所日を含む。）を超える場合
現場代理人を交代するものとする。
- (3) 研修への参加、関係機関との打ち合わせ等により現場を不在にする場合
現場を不在にする期間中、発注者と現場代理人との連絡体制が確保できない場合は、
(1) 及び (2) と同様に取り扱うものとする。
- (4) 現場代理人の代役を設置する際の手続き
現場代理人は、代役を設置する場合は、休暇等により現場を不在にする日の前日までに「現場代理人の休暇等に伴う代役について（通知）」（様式3号）により、総括監督員または監督員に通知するものとする。
- (5) 代役の取扱い
- ① 代役に対する常駐義務の緩和については、当該工事と同様とする。
- ② 代役になれない者は、以下のとおりとする。
- ア) 狭山市発注の常駐義務を緩和しない他の工事の現場代理人、監理技術者等
- イ) 狭山市発注以外の他の工事の現場代理人、監理技術者等
- ウ) 営業所技術者（営業所技術者と監理技術者等の兼任が可能である場合を除く。）
- ③ 代役は、現場代理人の兼任の件数に算入しない。また、コリンズへの登録を要しない。
- ④ 代役としての従事経験は、入札参加資格申請や総合評価方式等における従事経験としては認めない。

附 則

この取扱いは、平成25年4月22日以降の公告又は指名通知する競争入札から適用する。

附 則

この取扱いは、平成28年9月28日以降の公告又は指名通知する競争入札から適用する。

附 則

この取扱いは、令和4年4月14日以降の公告又は指名通知する競争入札から適用する。

附 則

この取扱いは、令和5年7月25日以降の公告又は指名通知する競争入札から適用する。なお現場代理人の兼任については適用日現在既に従事している工事と新たに兼任を行う場合においても適用する。

附 則

この取扱いは、令和5年9月8日以降の公告又は指名通知する競争入札から適用する。

附 則

この取扱いは、令和7年4月1日以降の公告又は指名通知する競争入札から適用する。なお、4. 現場代理人の休暇等については適用日現在既に従事している工事においても適用す

る。

別表 1

休暇	法定休暇（年次休暇、生理休暇、妊娠休暇、通院休暇、産前産後休業、子の看護休暇、介護休暇、出生時育児休業、育児休業等で労働基準法等の各法律で定められた休暇）及び法定外休暇（慶弔休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇など企業が独自に定めた休暇）をいう。
----	---